ロ　訴訟又は調停が終結した場合にあっては、次に掲げる事項
(1)　訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
(2)　訴訟又は調停が終結した年月日
(3)　判決又は和解の内容
十一　前条第八号に該当する場合　次に掲げる事項
イ　不利益処分の内容
ロ　不利益処分を受けた年月日及び理由
2　前項の届出書は、英語で記載することができる。
（届出書に添付すべき書類）
第三百四十三条　法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取引行為者は、前条第一項の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
一　法第六十六条の六十第二号に該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類
イ　他の法人と合併した場合にあっては、次に掲げる書類
(1)　合併契約の内容及び合併の手続を記載した書面
(2)　当事者の最近の貸借対照表（関連する注記を含む。ロ(2)及びハ(2)において同じ。）
(3)　合併後の純財産額を記載した書面
ロ　分割により他の法人の事業の全部又は一部を承継した場合にあっては、次に掲げる書類
(1)　吸収分割契約の内容及び分割の手続を記載した書面
(2)　当事者の最近の貸借対照表
(3)　分割後の純財産額を記載した書面
ハ　他の法人から事業の全部又は一部を譲り受けた場合にあっては、次に掲げる書類
(1)　事業の譲受けの契約の内容及び事業の譲受けの手続を記載した書面
(2)　当事者の最近の貸借対照表
(3)　事業の譲受け後の純財産額を記載した書面
二　法第六十六条の六十第三号に該当する場合　次に掲げる書類
イ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し
ロ　最近の日計表
三　第三百四十一条第一号に該当する場合　次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる書類
イ　高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類
(1)　取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面
(2)　当該外国の法令及びその訳文
ロ　高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
ハ　高速取引行為者が法第六十六条の五十三第五号ロに該当することとなった場合にあっては、登記事項証明書又はこれに代わる書面